

流山市コミュニティプラザ駐車場舗装改修工事

工事特記仕様書

第1章 総 則

□(適用)

第1条 この特記仕様書は、流山市教育委員会スポーツ振興課が発注する工事(以下「工事」という。)に関し、請負者が遵守する建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書(千葉県土木工事共通仕様書に準ずる。)のほかに、特に守らなければならない事項を定めたものである。

□(工期)

第2条 工期は、契約締結日の翌日から令和9年1月29日までとし、当該工期は雨天・休日等を見込んでおり、休日等には日曜日・祝日、夏期・年末年始等の休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

□(作業時間)

第3条 作業時間は、天候にかかわらず原則として休日等を除く9時から17時とする。また、現場状況により時間帯が変更となる場合は、監督員と別途協議する。

□(週休2日制適用工事)

第4条 本工事は、週休2日制適用工事である。

2 受注者は、完全週休2日(土日)工事として取り組むこと。なお、予定価格には完全週休2日(土日)達成相当の経費を補正している。

3 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事要領」に基づき行うこと。

□(公衆災害防止対策)

第5条 工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「土木工事安全施工技術指針」に従って行わなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。また、本工事区域は騒音・振動規制区域のため、施工にあたっては「流山市公害防止条例」及び「騒音規制法」、「振動規制法」の関係法令に従い、工事の騒音・振動による近隣建物等への損害を与えないよう適切な措置を取ること。

2 本工事の施工中は、必要に応じて随時騒音・振動の測定を行うものとし、その測定方法は監督員と協議すること。また、測定数値が基準値を超えた場合は即座に工事を中止し、監督員に報告すること。

■印は本工事に適用しない

と。

- 3 工事現場内での建設機械の作動による塵等の発生が周辺建物等へ影響がある場合は可能な限りその防止に努めることとし、強風時の作業は極力避けること。
- 4 使用道路において材料運搬、土運搬等により発生するほこり等については、状況に応じ清掃及び散水を行い防塵に努めること。

第2章 安全対策

□(建設機械)

第6条 本工事の施工に使用する建設機械は、「排出ガス対策型機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」もしくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要綱」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律」(以下「オフロード法」という)に基づき、技術基準に適合するものとして届出された、特定特殊自動車を使用する場合はこのかぎりではない。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

- 2 請負者は、オフロード法第28条に基づく指針に則り、排出ガスの抑制を図るものとする。
- 3 本工事で使用する建設機械については、特に指定する場合を除き「低騒音、低騒音型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。なお、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。
- 4 上記建設機械を使用する場合は、請負者は施工計画書にその旨を明記すると共に施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

□(施工計画書の作成)

第7条 施工に先立ち、本工事の施工条件を十分に把握し工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目(工事数量、地形地質、構造規模、適当工法、工期、工程、材料、用地等)を考慮し、工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成し、設計図書及び事前調査結果に基づき検討を行い、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。

□(第三者への安全対策)

第8条 工事車両の出入り口部は第三者の立入り事故等が起きることのない様、十分現場を把握し、良好に管理すること。

- 2 工事エリアは、1日の作業終了時に完全に締め切り、施錠を確認すること。

- 3 発生材、建設資材、建設機械等は常に整理整頓を心がけ、必要に応じ機械の固定、立入禁止札、柵等を設置すること。

□(風雨等対策)

第9条 本工事に際しては、常に風雨による土砂の流失及び飛散防止に心がけること。

- 2 台風、大雨等の各種警報が気象庁から発令された場合は、作業員を待機させ現場を巡回し、必要に応じて危険箇所に適切な処置を講じるとともに、監督員にその旨を報告すること。
- 3 災害防止及び緊急対策に対応するため、工事規模に応じて緊急資材(土のう、杭、ビニールシート等)及び機材を十分に備蓄しておくこと。

第3章 施工関係

□(施工管理)

第10条 整地土工関係については、千葉県土木工事施工管理基準を適用するものとする。なお、上記基準が適当でないものについては、別途監督員と協議するものとする。

□(設計内容との相違)

第11条 請負者は、工事状況と設計内容に相違する点が確認された場合には、速やかに対応策について検討し、必要に応じ現場状況等確認要求書を提出し、監督員に報告・協議をしなければならない。

□(資材置き場等の確保)

第12条 資材置き場、現場事務所用地、仮駐車場用地等については、請負者が必要に応じ確保すること。

□(工事着手前の現場写真)

第13条 請負者は、工事着手前に現場及びその周辺、また、搬入路等で破損箇所等がある場合は、その状況を写真に記録し監督員に提出すること。

■(測量)

第14条 基準点は、監督員の指示するものを使用することとし、あらかじめ指定した水準点と2点以上の検測を行い、その誤差が $10\sqrt{S}$ (S =片道キロ)以内であることを確認しその結果を監督員に提出すること。なお、仮 BM を設置する場合は、共通仕様書による他、監督員の指示する方法によ

り毎月検測を行いその成果表を提出すること。

- 2 周辺工事で設置した杭については、十分保護したうえで施工するものとし、本仕様書に定めた義務を怠って工事施工中及び完成後に越境等が判明した場合は、請負者の責任で処置することを原則とする。

■(施工中の被害調査の実施)

第 15 条 工事区間並びに工事区域において家屋等構造物に近接して施工する場合、着手前に検測点を設け、工事完成までに定期的に地盤高の測定を行うこと。(状況によっては監督員と協議を行うこと。)

□(検査)

第 16 条 請負者は、監督員の指示により検査に必要な書類及び器具を用意しなければならない。受検の際、指定したもの以外は全て撤去し、全工事施工区域並びに区間の後片付け、清掃を行い、出来高路線延長等が確認できるよう表示鉋・杭を設置すること。

□(中間検査の対象工事)

第17条 本工事が低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という)に該当した場合は、流山市工事検査事務取扱要領(検査の区分を規定)及び建設工事中間検査実施要領(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。

- 2 調査対象工事の中間検査の実施は、「建設工事中間検査実施要領」に関わらず原則として2ヶ月に1回、隔月ごと及び主要工種を考慮し施工上の変化点で行うが、実施時期は監督員が指定する。
- 3 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。

□(竣工図及び関係図書の提出)

第18条 請負者は、工事完成後監督員の指示により速やかに竣工図及び関係図書を提出すること。

■(工事引き渡し後の担当者の報告)

第19条 請負者は、工事目的物の引き渡し後、速やかに引き継ぎ者(請負者側の連絡先等)を選任し監督員に報告すること。

第4章 関係住民への対応

■(着工完成の報告)

第20条 請負者は、工事着工前に自治会長(周辺自治会長等を含む。)、商店会長並びに関係住民に工事の内容について十分に説明し、理解と協力を得ることは勿論であるが、工事中においても関係住民に工事の施工状況及び工程進捗状況を定期的にお知らせるようにすること。また、工事完了の際にも必ず関係住民に報告すること。

■(着工前の確認)

第21条 請負者は、工事着手前に補償物件の有無及び補償契約状況を監督員に確認し、その指示に従うこと。

□(苦情の処理)

第22条 請負者は、作業進行中に苦情・トラブル等があった場合には速やかに監督員に報告した上で対応すること。その際工事に起因する修理、修繕等は指示なくも誠意をもって対処すること。

□(完成後の被害の確認)

第23条 請負者は、工事完成後監督員の指示により、速やかに工事周辺家屋等の被害状況を取りまとめ、発生原因について調査し報告すること。

第5章 損 害

□(第三者に及ぼした損害)

第24条 請負者は、第三者に損害を生じさせた場合は、直ちに報告書を作成し監督員に提出し、速やかにその損害を補償すること。

- 2 前項のうち、第三者に及ぼした損害が請負者の過失がなく、本工事に起因する事が明確である場合、請負者及び発注者双方で発生原因を究明するものとするが、因果関係が不明瞭である場合は、双方協議の上負担割合を決定する。
- 3 前項のうち、請負者が設計内容を十分理解し、善良な施工を行っていたことが確認され、かつ不測の事態であると判断できる場合、発注者がその損害を負担する。

第6章 法令順守

□(法令に基づく諸手続き)

第25条 本工事の施工にあたっては、対象となる法令に基づく諸手続きを遅延なく実施するものとする

■印は本工事に適用しない

る。発注者側で実施する手続きが必要なものについては、当該手続きが完了するまで工事着手を行ってはならない。また、請負者が実施する諸手続きについては、当該手続きが完了したことを監督員に報告し、了解を得た後に工事着手を行うこと。なお、地区特性、工事内容等に応じて手続きすべき項目を監督員と協議、確認の上、手続き完了後に工事着手のこと。

□(産業廃棄物の処理について)

第26条 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12年 5月31日法律第104号。

以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事(以下「対象建設工事という。))の場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じることとする。

- 2 A・C塊、コンクリート塊、金属廃材、塩化ビニール廃材、木くずの再資源化施設への搬出については、「再生資源の利用促進に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に遵守し、適正に処理を行うこと。
- 3 請負者は、産業廃棄物の処理に先立ち、処分先及び処分方法を記載した書面を監督員へ提出すること。
- 4 産業廃棄物の運搬・処分を許可業者へ委託する場合には、委託契約書(写し)を監督員へ提出すること。
- 5 請負者は、処分方法、処分先及び処分量等が確認できる書面及び写真等を監督員へ提出すること。
- 6 本工事における産業廃棄物の処分先は、千葉県柏市高田地先の(株)丸昭建材までの片道運搬距離6.5kmを計上している。これは、請負者の選定する処分先を指定するものではない。なお、設計書に記載した処分量に変更が生じた場合は、設計変更について監督員と協議するものとする。
- 7 請負者は、処分完了後においては、処分量等が確認できる書面及び写真等を監督員へ提出すること。

■(刈り草及び伐木・伐竹材の処分について)

第27条 刈り草材及び伐木・伐竹材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に遵守し、適切に処理を行うこと。

- 2 搬出・処分を許可業者へ委託する場合には、委託契約書(写し)を監督員へ提出すること。請負者は、処分方法、処分先及び処分量等が確認できる書面及び写真等を監督員へ提出すること。
- 3 刈り草材の処分先は、千葉県印西市発作地先の(株)オールクリーンまでの片道運搬距離32.1kmを計上し、伐木材の処分先は、千葉県千葉市中央区浜野町地先のフルハシEPO(株)千葉リサ

■印は本工事に適用しない

イクルランドまでの片道運搬距離54.9kmを計上している。これは、請負者の選定する処分先を指定するものではない。なお、設計書に記載した処分量に変更が生じた場合は、設計変更について監督員と協議するものとする。

- 4 請負者は、処分完了後においては、処分量等が確認できる書面及び写真等を監督員へ提出すること。

第7章 盛土造成工事

■(盛土造成工)

第28条 盛土造成工は、宅地地盤等としての機能が損なわれないよう、十分な材料管理及び締固め管理のもとで行うこと。

■(盛土材料)

第29条 盛土造成工の施工に先立ち、使用する盛土材料の特性を把握するため、監督員に盛土材料使用の承認を得ること。また、土砂を搬出する場合は「締固めた土のコーン指数試験(JIS A 1228)」を実施すると共に試験結果を監督員に提出し確認を得ること。

- 2 試験は、土質や土取り場が変化する毎に行うこと。
- 3 最大粒径は30mm以下とし、ごみ等不純物が含まれないこと。
- 4 サーチャージとなる部分には、所定の荷重(20kN/m²)が載荷されるよう、締固め後の湿潤密度が16kN/m²(設計値)を上回る材料を使用すること。これを満足する材料の入手が困難な場合には、監督員と協議すること。サーチャージに該当する部分については監督員に確認すること。
- 5 盛土に用いる土砂については、建設発生土利用技術マニュアルに示される別表1の土質区分において、第1～3種建設発生土であることを確認すること。
- 6 購入土(盛土用土砂)や場外受入土砂(公共残土)については、盛土造成工の施工に先立ち、使用する盛土材料の特性を把握するため、土砂搬入後に以下の試験を実施し、試験結果を監督員に提出し、使用の承諾を得ること。

試験項目		試験方法	購入土 (盛土用土砂)	場外受入土砂 (公共残土)
土粒子の密度試験		JIS A 1202	－	○
土の含水比試験		JIS A 1203	－	○
土の粒度試験	ふるい分析	JIS A 1204	○	○
	沈降分析		－	○
土の締固め試験		JIS A 1210	○	○

※測定方法は建設発生土利用技術マニュアルに準拠

7 場外受入土砂(公共残土)については、「千葉県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例」に基づく「建設発生土管理基準」に定める地質分析を実施し、安全基準に適合した土砂であることを確認すること。

【別表1 土質区分基準】

出典:建設発生土利用技術マニュアル 財団法人 土木研究センター

区 分 (建設省令)	土質区分	コーン 指数 q_c *2) kN/m ²	日本統一土質分類		備 考*3)	
			中分類	土 質	含 水 比 (地山) w_n (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種発生土	—	{G} {S}	礫 砂	—	
	第1種改良土		(改良土)*4)		—	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種発生土	800 { 8 kg/cm ² } 以上	{GF}	礫質土	—	
	第2b種発生土		{SF}	砂質土($F_c=15\sim25\%$)	—	
	第2c種発生土			砂質土($F_c=25\sim50\%$)	30%程度以下	
	第2種改良土		(改良土)		—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種発生土	400 { 4 kg/cm ² } 以上	{SF}	砂質土($F_c=25\sim50\%$)	30~50%程度	・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、建設省令の1ランク下の区分とする。
	第3b種発生土		{M}, {C}	シルト、粘性土	40%程度以下	
	第3c種発生土		{V}	火山灰質粘性土	—	
	第3種改良土		(改良土)		—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの (第3種発生土を除く))	第4a種発生土	おおむね 200 { 2 kg/cm ² } 以上	{SF}	砂質土($F_c=25\sim50\%$)	—	・水中掘削等による場合は、建設省令の2ランク下の区分とする。
	第4b種発生土		{M}, {C}	シルト、粘性土	40~80%程度	
	第4c種発生土		{V}	火山灰質粘性土	—	
	第4種改良土		{O}	有機質土	40~80%程度	
《泥土》*5) 液状土のうち おおむね $q_c 200$ kN/m ² { 2 kg/cm ² } 以下のもの及び 建設汚泥	泥 土 a	おおむね 200 { 2 kg/cm ² } 以下	{SF}	砂質土($F_c=25\sim50\%$)	—	
	泥 土 b		{M}, {C}	シルト、粘性土	80%程度以上	
	泥 土 c		{V}	火山灰質粘性土	—	
	泥 土 d		{O}	有機質土	80%程度以上	
	泥 土 e		{Pt}	高有機質土	—	

- * 1) 泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。
- * 2) 計画段階(掘削前)において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、日本統一土質分類と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の土質区分を選定し、掘削後、所定の方法でコーン指数を測定して、土質区分を決定する。
- * 3) 所定の方法でモールドに凝固した試料に対し、ポータブルコーンペネトrometerで測定したコーン指数(表3-3参照)。
- * 4) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)に改良材を混合し、化学的に性状を改良したものである。例えば、第3種改良土は、第4種発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²{ 4 kg/cm² }以上の性状に改良したものである。
- * 5) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理を行った場合には、処理後の性状で再度判定し、改良土としてではなく、発生土として土質区分を判定する。
- * 6) 第1種改良土は、礫、砂状を呈するもの。

■(盛土管理)

第30条 盛土量3,000m³に1回の割合で現場密度を測定し、乾燥密度が最大乾燥密度の85%以上(締固め度が85%以上)であることを確認すること。ただし、盛土量が9,000m³未満の場合には3回とする。なお、RI計器による測定の場合には、施工箇所1日1層毎に15点以上測定を行うこととし、乾燥密度は最大乾燥密度の87%以上とする。

2 測定結果が管理値を下回る場合には、監督員に報告をし、再転圧後、改めて測定を行い、管理値

■印は本工事に適用しない

を満足させること。

- 3 常に降雨による土砂流出防止に心がけ、流末の防災施設を設置した後、土工時に着手すること。
- 4 宅地地盤の表面に転石等の混入割合が極めて高い場合には、監督員と協議し、表土の入れ替え等を検討すること。
- 5 飛砂防止の使用材料については、監督員に確認の上、着手すること。

第8章 擁壁工事

■（擁壁工）

第31条 工事に先立ち、現地を測量し換地計画図及び設計図面等との照合を行い、擁壁割付図、水抜き孔配置図を作成し、監督員の承諾を得ること。

- 2 水抜き孔は、3平方メートルに1箇所以上設けるとともに、水抜き孔の背後には背面土の流出を防ぐため、流出防止材等を設置すること。
- 3 地上高さ2mを超える宅地擁壁については、建築基準法第6条による確認申請書及び同法第18条2項による計画通知書を建築主事に提出する必要があるため、建築確認済証の交付を受けた後、着手すること。
- 4 擁壁背面の埋め戻しについては、良質土を用い、入念に締固めること。
- 5 CP型枠擁壁施工に使用する型枠コンクリートブロックは、国土交通大臣認定品を用いること。また、化粧・色合い等については監督員と協議し決定すること。
- 6 擁壁基礎地盤部の床掘りについては、極力、床掘り面を乱さないよう注意して施工を行なうこと。床付け面の地盤強度を確認するため平板載荷試験を行い、必要な地盤支持力が確保されていることを確認すること。なお、調査位置及び支持力不足の場合の対策方法については、監督員と協議すること。
- 7 施工に先立ちコンクリートブロックの汚れを落としたうえで、組積みを行なわなければならない。また、胴込め及び裏込めコンクリートの打ち込みにあたっては、組積み材との間に隙間ができないように十分に突き固めを行なうこと。
- 8 石・ブロック積擁壁における背面の埋め戻しは、胴込め、裏込めコンクリートが安定したのを確認してから行なうとともに、沈下や陥没が生じないように十分に締め固めを行なうこと。
- 9 端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や侵食などが生じないように注意して施工すること。
- 10 基礎改良を実施する場合は、設計条件として固化材添加量を見込んでいるが、室内配合試験を行い、添加量及び改良深度を確認し、本設計と差異が生じた場合は監督員と協議を行うこと。
- 11 「六価クロム溶出試験」対象工事の場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証

明書)を提出するものとする。なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領(平成3年8月23日環境庁告示46号に示す六価クロム溶出試験)によるものとする。

第9章 供給処理施設等

■(設置位置等)

第32条 地権者の御用聞きにより、供給処理施設(雨水枥)の位置、及び擁壁の位置、歩の切下げ位置が変更となる可能性があるため、施工着手前に監督員に確認すること。

第10章 道路及び舗装工事

■(道路工事)

第33条 現道上での施工の際は、関係機関の管理者立会のもと、試掘して地下埋設物の位置や深さを確認した後、工事着手すること。

- 2 道路標識については、警察協議資料を確認し、道路管理者、警察署、監督員と協議すること。
- 3 U型側溝補修作業時には、近隣住民に対して騒音・振動に注意をはらうこと。

□(舗装工事)

第34条 現状土の路床強度についてあらかじめCBR試験を行い、試験報告書を提出し監督員の確認を受けること。

- 2 存置家屋に近接した範囲については、現状土のCBR試験結果を確認し、路床改良の有り無しについて監督員と協議すること。
- 3 路床改良が必要と想定される場合においては、予め路床改良厚、改良材、添加量を見込んでいるが、配合試験を実施し、本設計と差異が生じた場合は監督員と協議を行うこと。
- 4 置換工の厚さについては、現状土のCBR試験と置換材の修正CBR試験の結果を確認し、監督員と協議すること。
- 5 区画線工は、警察協議結果を確認した上で着手するものとする。

第11章 他企業工事

■(他企業調整)

第35条 上水道(流山市上下水道局工事)及び公共下水道工事(雨水:流山市土木部河川課、汚

水：流山市上下水道局下水道建設課）、ガス工事（京和ガス株式会社）については、本管及び供給管とも施工に先立ち各関係機関と協議を行い、スケジュール等調整を行うこと。

- 2 既存電柱の移設ならびに造成後の建柱計画に伴い、東京電力・NTTと事前に協議確認の上、調整するものとする。
- 3 他企業調整に伴い、既存施設の調査確認を行うこと。
- 4 施工場所については、流山市みどりの課による公園再整備及び運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業が予定されているため、関係機関との調整を図り工事を行うこと。

第12章 存置整備

■（存置整備について）

第36条 存置整備に先立ち、既存調査を行い地権者との協議結果を考慮し、整備を行うこと。

- 2 宅内の配管工事については、流山市指定業者を使用することとしているが、着手前に監督員と協議すること。
- 3 存置整備エリアの生活道路については、工事に伴い切替え等により確保するよう留意すること。
また、工事期間中の代替駐車場を確保すること。
- 4 請負者は、着手前に既存家屋・移設木等の調査を行い、現場の地盤高、既設構造物の高さ（既設管渠の管底高等）及び路線延長等（U 型側溝の高さ、道路幅員等を含む）を測量し速やかに測量成果簿を監督員に提出すること。

第13章 その他

□（提出書類）

第37条 本工事において提出する書類は次のとおりとする。

- (1) 施工計画書
- (2) 実施工程表
- (3) 工事打合せ簿
- (4) 材料承認願い
- (5) 出来形管理
- (6) 品質管理
- (7) 工事写真
- (8) 完成図
- (9) その他監督員の指示するもの

- 2 本特記仕様書及び図面に詳細が明記されていない事項については施工承諾書を提出し協議すること。
- 3 完成検査時には、出来形を検測し、寸法等を記入した出来形図を作成し、監督員の確認を受けたものを提出すること。

【本仕様に係る問い合わせ先】

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 教育委員会 生涯学習部 スポーツ振興課

電 話 04-7157-2225

FAX 04-7150-6521

メール sports@city.nagareyama.chiba.jp